令和8年度
中野区介護サービス事業者集団指導
通所系サービス向け

令和8年10月

中野区　地域支えあい推進部　介護保険課　介護事業者係

1. 各種加算について

①介護職員等処遇改善加算（令和8年6月以降）について

区分 / 種別	（Ⅰ）イ	（Ⅰ）ロ	（Ⅱ）イ	（Ⅱ）ロ	（Ⅲ）	（Ⅳ）
通所介護 総合通所（19人以上）	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護 総合通所（19人未満）	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
認知症対応型 通所介護	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%

令和8年度特例要件

以下のいずれかの要件を満たすことで（Ⅰ）ロ・（Ⅱ）ロの算定が可能となります。
※（Ⅰ）ロの取得にはキャリアパス要件Ⅴを満たす必要があります。

①「**ケアプランデータ連携システム**」に加入＋実績報告
※加算の申請時点では、加入の誓約のみで算定可能です。

②「**連携推進法人**」に所属していること
※社会福祉法第128条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人を指します。

参照：中野区ホームページ　介護職員等処遇改善加算に係る届出等（261841792）
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshishinsei/kenko-fukushi/kaigohoken/kaigosyokuinsyogu.html

2. 管理者の兼務について

①兼務の基準

基準上、管理者は**常勤**かつ管理業務に**専従**することが求められている。

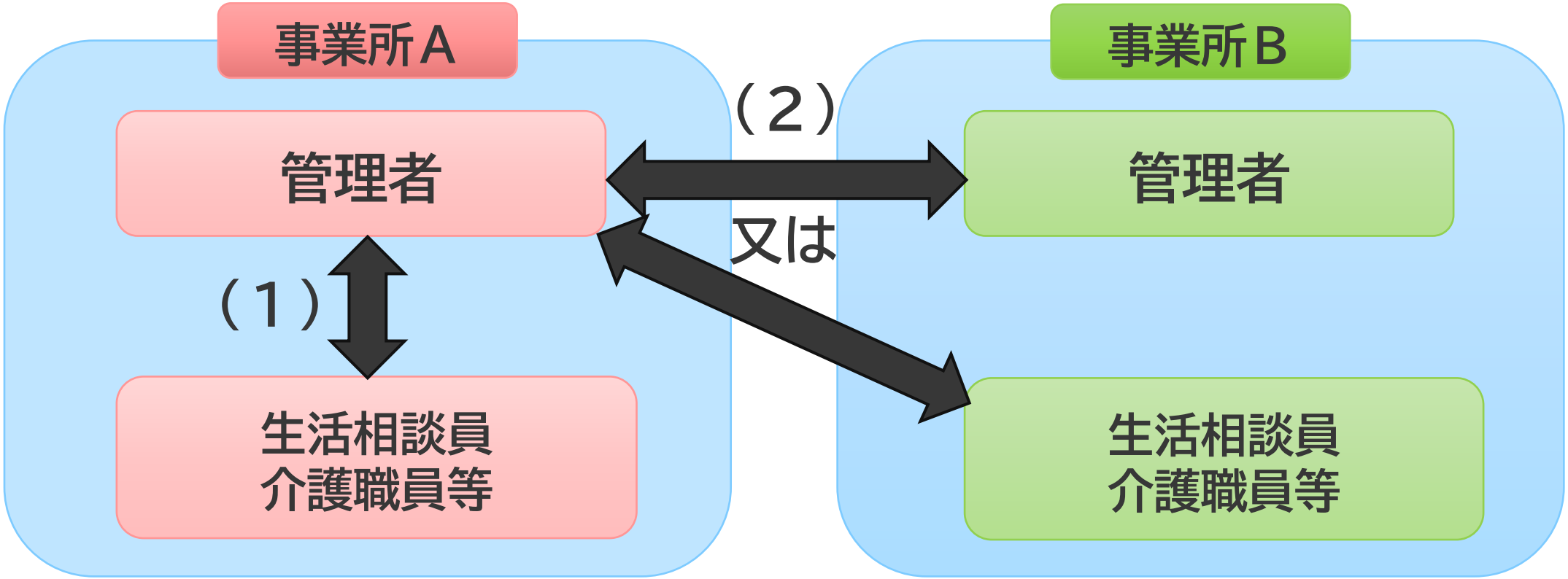
ただし、以下の**いずれかの**場合であって、**事業所の管理業務に支障がない時**（※）は、他の職務を兼ねることができるとされている。

（１）当該事業所の従業者としての職務に従事する場合。

（２）同一事業者によって設置された他の事業所・施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合。

※「管理業務に支障がない」
管理者として勤務している事業所、他の事業所や施設に従事する時間帯も、当該事業所の職員・業務の一元的な管理、指揮命令に支障が生じないことを指します。

②基準の図解



※　例えば、管理すべき事業所数が過剰であると判断される場合や、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。

4. 運営指導における主な指摘事項について

根拠法令

～地域密着型（介護予防）サービス～

・「中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」
（密着条例）

・「中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」

・「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
（密着解釈）

～総合事業通所型サービス～

・　介護保険施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（総合基準）

・　介護保険法施行規則第140条63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について
（総合解釈）

※指摘事項・確認ポイントの後に根拠法令を掲載しています（一時停止推奨）

根拠法令

～通所介護～
・東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

・東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京と指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領

※指摘事項・確認ポイントの後に根拠法令を掲載しています（一時停止推奨）

①内容及び手続の説明及び同意

指摘事項

●重要事項説明書を利用者又はその家族に説明し、同意を得て、交付したことが記録から確認できなかった。

確認ポイント

●重要事項説明書を説明・同意・交付した際は、以下のいずれかの方法によって記録してください。

1．介護記録等に記載する。
2．重要事項説明書にあらかじめ、「重要事項について説明し、同意を得て、交付した」ことがわかる文言を記載する。

交付の記録漏れが多く確認されました。
介護記録への記載や様式の見直しに努めてください。

①内容及び手続の説明及び同意

根拠法令

【密着条例】　第５９条の２０、第８０条（第９条を準用）
　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第31条に規定する運営規程の概要、指定地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

【都条例】　　第１１２条　（第１２条を準用）省略

【総合基準】　第６９条（７条を準用）
　指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23条に規定する運営規程の概要、通所型サービス従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

②心身の状況等の把握

指摘事項

●サービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況の把握に努めていることが記録から確認できない。

●サービス担当者会議の記録を保管しておらず、会議に出席していることが記録から確認できない。

確認ポイント

●サービス担当者会議を通じて、以下の内容の把握に努めてください。
〇利用者の心身の状況
〇利用者の置かれている環境
〇他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況

●サービス担当詐会議へ参加したことの記録を残してください。

●やむを得ず欠席する場合は、ケアマネジャーからの意見の照会に回答し、記録に残してください。

②心身の状況等の把握

根拠法令

【密着条例】　第５９条の６、第８０条（第５９条６を準用）
　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

【都条例】　　第１１２条　（第１７条を準用）省略

【総合基準】　第６９条（１２条を準用）
　指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

③通所介護計画の作成

指摘事項

●アセスメントを実施していることが記録から確認できなかった。

●通所介護計画の作成に当たり、計画について説明し、同意を得て、交付していることが確認できなかった。

確認ポイント

●通所介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成する必要があります。

●利用者の状態等を把握し、利用者の希望等を明確にするためにアセスメントを実施し、記録に残してください。

●通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければなりません。

●通所介護計画を利用者へ説明・同意・交付したことと、その日付を記録に残してください。

●計画書に説明・同意・交付の記載がない、署名を得られない場合は支援経過記録等に記載してください。

③通所介護計画の作成

根拠法令

【密着条例】　第５９条の１０、第７１条
　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

【都条例】　　第１０７条
　管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所介護の内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

【総合基準】　第６３条第1号、第２号
　指定相当の通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

③通所介護計画等の作成

根拠法令

【密着条例】　第５９条の１０　　第７１条の３，４
３　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
４　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

【都条例】　　第１０７条の２
　管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、当該通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
　　第107条の３
　管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

【総合基準】　第６３条第４号・第５号（省略）

④通所介護計画に対するモニタリング

指摘事項

●モニタリングを実施していることが記録から確認できないものがあった。

●モニタリングにてサービスの実施状況や目標に対する評価をしていることが確認できないものがあった。

●モニタリングの結果を利用者又は家族に説明していることが記録から確認できなかった。

確認ポイント

●利用者の状態の変化等を把握するためにモニタリングを実施し、把握した通所介護計画の実施状況や目標の達成状況、通所介護計画の見直しの必要性等の評価について記録してください。

●モニタリング結果を利用者又は家族に説明してください。

④通所介護計画に対するモニタリング

根拠法令

【密着条例】　第５９条の１０　　第７１条の５
５　地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

【密着条例】第５９条の１０　　第７１条の３，４
３　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
４　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

【都条例】　第１０７条の４　（省略）

【都条例】　第１０７条の２　（省略）

④通所介護計画に対するモニタリング

根拠法令

【総合基準】　第６３条
１１　指定相当通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
１２　指定相当通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

【総合基準】　第６３条第４項・第５項（省略）

⑤サービス提供の記録

指摘事項

●提供したサービス内容に記入漏れがあった。

●通所介護計画に記載されているサービス提供時間と所要時間が異なるものがあった。

●利用者の心身の状況についての記録がないものがあった。

確認ポイント

●提供したサービスの具体的な内容を、詳細にサービス提供記録へ記入してください。

●利用者の心身の状況についても記録してください。

トラブルから事業所やスタッフを守るためにも、
サービス提供記録を具体的・詳細に記載するよう努めてください。

⑤サービス提供の記録

根拠法令

【密着条例】　第５９条の２０（第２０条を準用）　　第８０条（第２０条を準用）
　指定地域密着通所介護事業者は、指定地域密着通所介護を提供した際には、指定地域密着通所介護の提供日及び内容、（中略）その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

【都条例】　　第１１２条（第２３条を準用）
　指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容（中略）その他必要な事項を、当該利用者に係るサービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

【総合基準】　第６１条　（第１７条を準用）

⑥居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

指摘事項

●居宅サービス計画に位置付けられていない、または計画と異なるサービスが提供されていた。
例：計画を超える通所回数のサービス提供
計画と異なる通所日のサービス提供
計画の内容にないサービス提供
計画より長い時間のサービス提供

確認ポイント

●提供するサービスに変更があった場合は担当ケアマネジャーに連絡し、居宅サービス計画を変更してもらってください。

●その後、通所介護計画を変更し、利用者又はその家族に説明し、同意を得て、交付した上で計画に沿ったサービスを提供してください。

⑥居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

根拠法令

【密着条例】　第５９条　　（第１７条を準用）
　指定地域密着型サービス事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定地域密着型通所介護サービスを提供しなければならない。

【都条例】　　第１１２条　（第２０条を準用）
　指定通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を実施しなければならない。

【総合基準】　第６１条　　（第１４条を準用）
　指定相当通所型サービス実施者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定相当通所型サービスを提供しなければならない。

⑦指定相当通所型サービスの具体的取扱方針

総合事業通所型サービス事業所対象

指摘事項

●総合事業利用者について、１か月に１回、利用者の状態・サービスの提供状況等を確認し、介護予防支援事業者等に報告していることが記録から確認できなかった。

確認ポイント

●通所型サービスが介護予防サービス計画に沿って適切に提供されているか、また計画策定時から利用者の状態が大きく変化していないかを確認するために、以下の情報を介護予防支援事業者へ毎月報告をしてください。

１．通所型サービス計画に係る利用者の状態
２．当該利用者に対するサービスの提供状況

⑦指定相当通所型サービスの具体的取扱方針

根拠法令

【総合基準】　第６３条

１１　指定相当通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

１２　指定相当通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

⑧事故発生時の対応

指摘事項

●中野区への報告を要する事故について、事故報告書を提出していないものがあった。
（例：誤薬、落薬等）

確認ポイント

●事故報告書を提出する必要がある事故について、漏れなく事故報告書を提出してください。

●事故報告書を提出する必要がある事故は「８．事故報告について」を参照してください。

事故が発生した場合の対処方法をあらかじめ定めておくことが望ましいです。

⑨事故発生時の対応

根拠法令

【密着条例】　第５９条の１８、第８０条（第５９条を準用）
　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護事の提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故のに際して採った処置について記録しなければならない。

【都条例】　第１１０条の３
　指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

【総合基準】　第５９条
　指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定相当通所型サービス事業実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

⑨秘密保持等

指摘事項

●個人情報の利用に当たり、利用者からの同意のみで家族から同意を得ていないものがあった。

●従業者が利用者の秘密を保持することを誓約していることが確認できなかった。

確認ポイント

●個人情報の利用について、あらかじめ利用者及びその家族から同意を得てください。

●利用者と家族が同居していなくても、緊急連絡先等で電話番号などを利用する場合には、同意を得ておく必要があります。

●家族がいない、疎遠等の理由で家族からの同意を得られない場合はその旨を記録してください。

●代理人欄への署名は、たとえ家族が署名しても家族代表からの同意とはなりませんので、別途家族代表の記入欄を設ける必要があります。

●退職者を含め、従業者が利用者の秘密を保持することを、秘密保持誓約書等で誓約させてください。

⑨秘密保持等

根拠法令

【密着条例】　第５９条の２０　（第３５条を準用）
　指定地域密着通所介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定地域密着通所介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定地域密着通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を持ちる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

【都条例】　第１１２条　（第３４条を準用）（省略）

【総合基準】第６１条　（第２９条を準用）（省略）

⑩記録の整備

指摘事項

●通所介護計画書及びサービス提供の記録を法定期間保管せず廃棄しているものがあった。

確認ポイント

●記録を整備し、完結の日（※）から２年間保存してください。

●記録の保存については、ＰＤＦにして保存する方法でも可能です。

※利用者との契約が終了（解約）した日
利用者が施設等へ入所した日
利用者が亡くなった日

⑩記録の整備

根拠法令

【密着条例】指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)　地域密着型通所介護計画
(2)　次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3)　第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(4)　次条において準用する第28条の規定による区への通知に係る記録
(5)　次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
(6)　前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(7)　第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

【都条例】　第１１１条（省略）

【総合基準】　第６０条（省略）